

調整方針(案)一覧 (附属機関)

(1)小田原市の事務処理方式を適用するもの

事務事業名	現況				調整(案)内容
	小田原市		南足柄市		
	機関名	所掌事務	機関名	所掌事務	
総合計画審議会(附属機関)	小田原市総合計画審議会	総合計画の策定につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	南足柄市総合計画審議会	市長の諮問に応じて南足柄市総合計画の策定及び実施に関し、調査及び審議する。	小田原市の制度を適用する。
小田原市退職手当審査会(附属機関)	小田原市退職手当審査会	退職手当管理機関の諮問に応じ、退職手当の支給制限等の処分について調査審議する。			小田原市の事務処理方式を適用する。
特別職報酬等審議会(附属機関)	小田原市特別職報酬等審議会	議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申する。	南足柄市特別職報酬等審議会	議会の議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに市長及び副市長の給料の額について市長の諮問に応じて審議し、答申し、又は意見を建議する。	小田原市の事務処理方式を適用する。
公務災害補償等認定委員会(附属機関)	小田原市公務災害補償等認定委員会	実施機関が行う公務上の災害及び通勤による災害の認定について意見を具申する。	南足柄市公務災害補償等認定委員会	議会の議員その他非常勤の職員について公務又は通勤により生じたと認定される災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定について意見を述べる。	小田原市の事務処理方式を適用する。
公務災害補償等審査会(附属機関)	小田原市公務災害補償等審査会	小田原市公務災害補償等認定委員会の裁定に不服がある者からの審査の申し立てに対し、これを審査して裁定を行う。	南足柄市公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に不服申立てがあったときに審査し、裁定を行う。	統合して運用(小田原市の事務処理方式を基本とする。)する。
行政不服審査会(附属機関)	小田原市行政不服審査会	行政不服審査法及び小田原市行政不服審査条例に基づき、審査請求事件について、審査庁から諮問を受け、審査庁の判断の妥当性を審査するために設置している。	南足柄市行政不服審査会	行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を審査する。	小田原市の事務処理方法を適用する。
小田原市空家等対策協議会(附属機関)	小田原市空家等対策協議会	空家等対策計画の策定につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。			小田原市方式を適用する。
小田原市交通安全対策会議(附属機関)	小田原市交通安全対策会議	小田原市における交通安全対策を総合的かつ計画的に推進する。			小田原市方式を適用する。
小田原市自転車等駐車対策協議会(附属機関)	小田原市自転車等駐車対策協議会	自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議する。			小田原市方式を適用する。
小田原市自転車駐車場指定候補者選定委員会(附属機関)	小田原市自転車駐車場指定候補者選定委員会	小田原駅西口第1自転車駐車場の指定候補者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。			小田原市方式を適用する。
小田原市自転車駐車場事業者選定委員会(附属機関)	小田原市自転車駐車場事業者選定委員会	小田原駅西口第2及び東口自転車駐車場の事業者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。			小田原市方式を適用する。
市民活動推進委員会(附属機関)	小田原市市民活動推進委員会	市民活動の推進に関する制度の改善その他の重要事項につき、市長の諮問に応じて、調査審議し、その結果を報告し、並びに市民活動全般及び制度に関し必要と認める事項について意見を具申する。	南足柄市市民活動推進委員会	市長の諮問に応じ、市民活動の推進に関する事項を調査審議し、市民活動の推進に関する事項について市長に意見を述べる。	小田原市の事務処理方法を適用する。

事務事業名	現況				調整内容
	小田原市		南足柄市		
	機関名	所掌事務	機関名	所掌事務	
おだわら市民交流センター指定候補者選定委員会(附属機関)	おだわら市民交流センター指定候補者選定委員会	おだわら市民交流センターの指定候補者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。			小田原市の事務処理方法を適用する。
いじめ問題再調査会(附属機関)	小田原市いじめ問題再調査会	市立の小学校若しくは中学校又は教育委員会が行った、いじめの重大事態の調査結果につき、市長の諮問に応じて調査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。	南足柄市いじめ問題再調査委員会	いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査をする。	小田原市の事務処理方法を基本として、一つの組織とする。
防災会議(附属機関)	小田原市防災会議	市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。	南足柄市防災会議	1 南足柄市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進 2 市長の諮問に応じて南足柄市の地域にかかる防災に関する重要事項を審議 3 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること 4 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務	小田原市の事務処理方法を適用する。
国民保護協議会(附属機関)	小田原市国民保護協議会	市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会を置く。	南足柄市国民保護協議会	市長の諮問に応じて市の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議する。	小田原市の事務処理方法を適用する。
小田原市水防協議会(附属機関)	小田原市水防協議会	指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。			小田原市の事務処理方法を適用する。
小田原市消防賞じゅつ金等(償慰金等)審査委員会(附属機関)	小田原市消防賞じゅつ金等審査委員会	賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の金額を、功労及び災害の程度をその他の事情に基づいて、小田原市消防賞じゅつ金等審査委員会が審査する。	南足柄市消防償慰金等審査委員会	消防償慰金及び殉職者特別償慰金に関する事項を審査する。	小田原市に引き継ぐ。
小田原市文化振興ビジョン推進委員会(附属機関)	小田原市文化振興ビジョン推進委員会	小田原市文化振興ビジョンの推進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。			小田原市の事務処理方法を適用する。
小田原市市民ホール(芸術文化創造センター)整備推進委員会(附属機関)	小田原市市民ホール(芸術文化創造センター)整備推進委員会	市民ホールの整備を行う事業者の選定、その他市民ホールの整備に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。			小田原市の事務処理方法を適用する。
文化財保護委員会(審議会)(附属機関)	小田原市文化財保護委員会	文化財の保存及び活用につき教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申する。	南足柄市文化財保護審議会	教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。	小田原市の事務処理方法を適用する。
史跡小田原城跡調査・整備委員会(附属機関)	史跡小田原城跡調査・整備委員会	史跡小田原城跡の整備に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。			現行のまま存続する。
図書館協議会(附属機関)	小田原市図書館協議会	図書館の運営に関し館長の諮問に必ずとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる。	南足柄市図書館協議会	図書館の運営に関し館長の諮問に必ずとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる。	小田原市の事務処理方法を適用する。
スポーツ推進審議会(附属機関)	小田原市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより設置する。	南足柄市スポーツ推進審議会	地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。	小田原市の水準を適用する。
小田原市スポーツ施設指定候補者選定委員会、南足柄市体育施設等指定管理者選定委員会(附属機関)	小田原市スポーツ施設指定候補者選定委員会	小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ、城山陸上競技場、小田原テニサーデン及び小峰庭球場の指定管理者の候補者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。	南足柄市体育施設等指定管理者選定委員会	体育センター、市営グラウンド及びパークゴルフ場並びに運動公園に係る指定管理者の候補者の選定に関する事項を審議する。	小田原市の水準を適用する。

事務事業名	現況				調整内容
	小田原市		南足柄市		
	機関名	所掌事務	機関名	所掌事務	
キャンパスおだわら運営委員会(附属機関)	キャンパスおだわら運営委員会	キャンパスおだわらの運営に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。			小田原市の事業を継続して実施する。
小田原市郷土文化館協議会(附属機関)	小田原市郷土文化館協議会	郷土文化館の運営に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。			小田原市の事務処理方法を適用し、郷土資料館に関する事項も対象とする。
小田原市博物館構想策定委員会(附属機関)	小田原市博物館構想策定委員会	博物館構想の策定に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。			小田原市の事務処理方法を適用する。
社会教育委員会議(附属機関)	小田原市社会教育委員会議	社会教育に関し法の条文どおりに教育委員会に助言する。	南足柄市社会教育委員会議	1 社会教育に関する諸計画を立案 2 教育委員会の諮問に応じ、意見を述べる。	小田原市の事務処理方法を適用する。
環境審議会(附属機関)	小田原市環境審議会	環境の保全等に関する基本的事項を調査審議する。 基本事項 1 環境基本計画の策定及び変更に関すること。 2 環境の保全等に関する重要事項 3 前2号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事項	南足柄市環境審議会	1 環境基本計画の策定及び変更に関すること 2 環境の保全に関する重要事項 3 その他の条例の規定によりその権限に属させられた事項	小田原市の水準で設置する。
民生委員推薦会(附属機関)	小田原市民生委員推薦会	民生委員の候補者を県知事に対し推薦する。	南足柄市民生委員推薦会	民生委員の候補者を県知事に対し推薦する。	小田原市の事務処理方法を適用する。
福祉施設指定候補者(指定管理者)選定委員会(附属機関)	小田原市福祉施設指定候補者選定委員会	小田原市鴨宮ケアセンター及び小田原市歯科二次診療所の指定管理者の候補者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	南足柄市福祉施設指定管理者選定委員会	南足柄市りんどう会館の指定管理者の候補者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告するとともに、必要と認める事項について意見を具申する。	基本、小田原市の現況を適用する。
小田原市地域福祉計画策定検討委員会、南足柄市福祉・健康協議会(附属機関)	小田原市地域福祉計画策定検討委員会	小田原市地域福祉計画の策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。	南足柄市福祉・健康協議会	次に掲げる事項について協議する。 1 心身障害者福祉に関すること 2 老人福祉に関すること 3 児童、母子福祉等に関すること 4 保健事業の推進に関すること 5 疾病予防及び健康づくり推進に関すること 6 りんどう会館に関すること 7 その他市長が必要と認めた事項	基本、小田原市の現況を適用する。
おだわら高齢者福祉介護計画策定検討委員会、南足柄市介護保険運営審議会(附属機関)	おだわら高齢者福祉介護計画策定検討委員会	おだわら高齢者福祉介護計画の策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。	南足柄市介護保険運営審議会	介護保険法第117条第1項の規定に基づき定める介護保険事業計画の策定及び実施に関する事項その他市の介護保険に関する事項について調査審議する。	小田原市の事務処理方法を適用する。
おだわら地域包括ケア推進会議(附属機関)	おだわら地域包括ケア推進会議	高齢者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。			小田原市の事務処理方法を適用する。
地域包括支援センター運営協議会(附属機関)	小田原市地域包括支援センター運営協議会	小田原市地域包括支援センターの運営並びに小田原市における指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定及び運営評価等に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認められる事項について意見を具申すること。	南足柄市地域包括支援センター運営協議会	センターの設置及び業務委託、事業運営及び事後評価、職員の確保に関する事項 センターに関し市長が必要と認めた事項	小田原市の事務処理方法を適用する。
小田原市老人ホーム入所判定委員会(附属機関)	小田原市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所措置に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。			小田原市の事務処理方法を適用する。
介護保険関係施設整備調整会議(附属機関)	介護保険関係施設整備調整会議	おだわら高齢者福祉介護計画に基づく介護保険関係施設の整備に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。			小田原市の事務処理方法を適用する。

事務事業名	現況				調整内容
	小田原市		南足柄市		
	機関名	所掌事務	機関名	所掌事務	
小田原市介護認定審査会(附属機関)	小田原市介護認定審査会	介護保険法第38条第2項に規定する審査判定業務を行う。審査判定業務とは、要介護認定、要介護認定の更新、要介護状態区分の変更の認定、要介護認定の取消し、要支援認定、要支援認定の更新、要支援状態区分の変更の認定、要支援認定の取消し、要介護認定の手続きの特例、介護給付等対象サービスの種類の指定の規定など。	南足柄市介護認定審査会	介護保険法第38条第2項に規定する審査判定業務を行う。審査判定業務とは、要介護認定、要介護認定の更新、要介護状態区分の変更の認定、要介護認定の取消し、要支援認定、要支援認定の更新、要支援状態区分の変更の認定、要支援認定の取消し、要介護認定の手続きの特例、介護給付等対象サービスの種類の指定の規定など。	小田原市の事務処理方法を適用する。
おだわら障がい者基本計画策定検討委員会(附属機関)	おだわら障がい者基本計画策定検討委員会	障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、おだわら障がい者基本計画を策定するに当たり、障がい者、市民等に広く意見を求めて検討を行う。			小田原市の水準を適用する。
小田原市地域医療審議会(附属機関)	小田原市地域医療審議会	地域医療に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。			現行の小田原市の事務処理方法のうち、定数を見直すこととする。
広域二次病院群輪番制診療事故対策委員会(附属機関)	広域二次病院群輪番制診療事故対策委員会	広域二次病院群輪番制で行う診療業務に起因する医療事故又は業務上の災害等に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。			現行のまま継続する。
小田原市休日・夜間急患診療事故対策委員会(附属機関)	小田原市休日・夜間急患診療事故対策委員会	休日・夜間急患診療業務に起因する医療事故又は業務上の災害等に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。			現行のまま継続する。
予防接種健康被害調査委員会(附属機関)	小田原市予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	南足柄市予防接種健康被害調査委員会	予防接種の健康被害について調査及び審議をする。	小田原市の事務処理方法を適用する。
小田原市食育推進計画策定検討委員会(附属機関)	小田原市食育推進計画策定検討委員会	小田原市食育推進計画の策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申すること。			現行の小田原市の事務処理方法を適用する。
国民健康保険運営協議会(附属機関)	小田原市国民健康保険運営協議会	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。	南足柄市国民健康保険運営協議会	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。	現行どおりとする。
小田原市立病院運営審議会(附属機関)	小田原市立病院運営審議会	市立病院の運営に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申すること。			現行のまま業務を引き継ぐ。
小田原市地域子育て支援拠点事業等事業者選定委員会(附属機関)	小田原市地域子育て支援拠点事業等事業者選定委員会	地域子育て支援拠点事業及びファミリー・サポート・センター事業を委託する事業者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申する。			小田原市でのみ設置している附属機関であり、南足柄市が設置している子育て支援拠点等の選定も所掌して実施する。
子ども・子育て会議(附属機関)	小田原市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画及び子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する必要な事項等につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	南足柄市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項等を調査審議する。	小田原市の水準を適用する。
青少年問題協議会(附属機関)	小田原市青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。	南足柄市青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護及び強制に関する総合的施策の調査審議並びにその実施に関し必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事項並びに青少年育成センターの運営に関する基本的事項	組織の運営や協議内容に小田原市の事務処理方法を適用する。
小田原市技能者表彰審査委員会(附属機関)	小田原市技能者表彰審査委員会	推薦された技能者の表彰について、その適否を審査し、その結果を市長に答申する。			小田原市の制度に基づき委員会を設置する。

事務事業名	現況				調整内容
	小田原市		南足柄市		
	機関名	所掌事務	機関名	所掌事務	
小田原地下街運営評価委員会(附属機関)	小田原地下街運営評価委員会	小田原地下街の運営に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。			・現行のまま存続する。 ・本委員会は、小田原地下街管理運営事業のもとで、外部評価を行うために設置されていることから、同事業と同様の動き(適時検討、調整)を予定。
小田原市卸売市場審議会(附属機関)	小田原市卸売市場審議会	青果及び水産の卸売市場の整備計画及び業務の運営に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。			現行のとおり実施する。
都市計画審議会(附属機関)	小田原市都市計画審議会	都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項に規定する事項その他都市政策に関する事項を調査審議する。	南足柄市都市計画審議会	都市計画法によりその権限に属させられた事項の調査審議及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議する。	両市の事務処理方法を適用する(細部については小田原市の事務処理方法を参考にする)。
小田原市建築等紛争調停委員会(附属機関)	小田原市建築等紛争調停委員会	中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申する等。			小田原市の事務処理方法を適用する。
小田原市歴史まちづくり協議会(附属機関)	小田原市歴史まちづくり協議会	小田原市歴史的風致維持向上計画に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。			小田原市の水準を適用する。
小田原市建築審査会(附属機関)	小田原市建築審査会	建築基準法に規定する特定行政庁の特例許可に係る同意、審査請求に対する裁決、特定行政庁の諮問に応じて法施行に関する重要事項の調査審議、建築基準法の施行に関する事項についての関係行政機関への建議等。			小田原市の事務処理方法を適用する。
小田原市開発審査会(附属機関)	小田原市開発審査会	開発許可処分についての審査請求等に対する裁決、市街化調整区域内の開発行為等に関する申請に係る審議等を行う。			小田原市の事務処理方法を適用する。
小田原市住居表示審議会(附属機関)	小田原市住居表示審議会	住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)に基づく住居表示の実施につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申する。			小田原市の実施方法を適用する。
小田原市都市公園指定候補者選定委員会(附属機関)	小田原市都市公園指定候補者選定委員会	上府中公園、小田原フラワーガーデン、小田原こどもの森公園わんぱくらんど及び辻村植物公園の指定管理者の候補者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。			小田原市の実施方法を適用する。
市営住宅運営審議会(附属機関)	小田原市営住宅運営審議会	小田原市営住宅の入居者の選定、維持管理その他運営上必要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、必要と認める事項については意見を具申するもの。	南足柄市営住宅運営審議会	市長の諮問に応じ、市営住宅入居者の選考、市営住宅の建替計画その他市営住宅の管理及び整備に関することについて審議する。	小田原市の事務処理方式を適用する。
下水道(事業)運営審議会(附属機関)	小田原市下水道運営審議会	小田原都市計画下水道の運営に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申すること。	南足柄市下水道事業運営審議会	受益者負担金、下水道使用料その他下水道の運営について市長が必要と定めた事項について調査審議する。	小田原市の事務処理方式を適用する。
小田原市水道料金審議会、南足柄市水道事業運営審議会(附属機関)	小田原市水道料金審議会	水道料金に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。	南足柄市水道事業運営審議会	水道施設の恒久対策、水道料金及び水道利用加入金その他水道事業の運営に関することについて調査審議する。	小田原市の事務処理方式を適用する。
水道料金等徴収業務事業者選定委員会(附属機関)	小田原市水道料金等徴収業務事業者選定委員会	小田原市水道料金等徴収業務を行う事業者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。			小田原市の事務処理方式を適用する。

事務事業名	現況				調整内容
	小田原市		南足柄市		
	機関名	所掌事務	機関名	所掌事務	
小田原市いじめ防止対策調査会、南足柄市いじめ問題対策会議(附属機関)	小田原市いじめ防止対策調査会	いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。	南足柄市いじめ問題対策会議	いじめの防止等の施策に関する事項	いじめ防止対策推進法に基づき、定められた専門職を配置している小田原市の水準とする。
小田原市学区審議会(附属機関)	小田原市学区審議会	市立小学校及び中学校の通学区域の設定及び変更について教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申する。			小田原市の事務処理方法を適用する。
小田原市就学支援委員会、南足柄市教育支援委員会(附属機関)	小田原市就学支援委員会	心身の障害等で特別な配慮を必要とする学齢児童又は学齢生徒に対する適正な就学指導に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。			小田原市の事務処理方法を適用する。

(2) 新たな事務処理方式等を適用するもの

事務事業名	現況				調整内容
	小田原市		南足柄市		
	機関名	所掌事務	機関名	所掌事務	
行政改革推進委員会(附属機関)	小田原市行政改革推進委員会	行政運営の改革の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申する。	南足柄市行政改革推進委員会	行政改革について調査及び審議する。	小田原市の事務処理方法を適用する。
南足柄市指定管理者評価委員会(附属機関)			南足柄市指定管理者評価委員会	1 指定管理者が行う公の施設の管理業務に係る評価に関する事項 2 指定管理者制度の運用に関する事項	南足柄市の事務処理方式を適用する。
小田原市情報公開審査会、南足柄市情報公開・個人情報保護審査会(附属機関)	小田原市情報公開審査会	小田原市情報公開条例第11条の規定による決定に対する異議申立て及び公文書の公開に関する制度の改善その他の重要事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び制度に関し必要と認める事項について意見を具申する。	南足柄市情報公開・個人情報保護審査会	情報公開条例第19条の2第1項の規定による諮問に係る審査請求の調査審議に関する事項及び個人情報保護条例第47条の2第1項の規定による諮問に係る審査請求の調査審議に関する事項	南足柄市の例を適用する。
小田原市個人情報保護運営審議会、南足柄市情報公開・個人情報保護運営審議会(附属機関)	小田原市個人情報保護運営審議会	小田原市個人情報保護条例により付与された権限に属する事務を行うとともに、個人情報保護に関する制度の改善その他の重要事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。	南足柄市情報公開・個人情報保護運営審議会	情報公開に関する制度及び個人情報保護に関する制度の改善その他の重要事項	審議会の機能は、南足柄市の例によるが、定数等は、新たな事務処理方式を適用する。
小田原市個人情報保護審査会、南足柄市情報公開・個人情報保護審査会(附属機関)	小田原市個人情報保護審査会	小田原市個人情報保護条例第30条第1項の規定による決定に対する異議申立てにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。	南足柄市情報公開・個人情報保護審査会	情報公開条例第19条の2第1項の規定による諮問に係る審査請求の調査審議に関する事項及び個人情報保護条例第47条の2第1項の規定による諮問に係る審査請求の調査審議に関する事項	南足柄市の例を適用する。
おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会、南足柄市男女共同参画社会推進委員会(附属機関)	おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会	おだわら男女共同参画プランの策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。	南足柄市男女共同参画社会推進委員会	男女共同参画社会の形成の促進に関する事項及び南足柄市女性センターの運営に関する基本的事項	南足柄市及び近隣他市の事務処理方式を適用し、常設の委員会とし、男女共同参画プランの策定及び進捗管理をするものとする。
南足柄市文化会館指定管理者選定委員会(附属機関)			南足柄市文化会館指定管理者選定委員会	文化会館に係る指定管理者の候補者の選定に関する事項	南足柄市の事務処理方式を適用し、5年に1度開催する。
障害支援区分認定審査会(附属機関)	小田原市箱根町真鶴町湯河原町障害支援区分認定審査会	障害支援区分の認定に際し審査及び判定を行うため、障害者総合支援法に基づき設置している。	南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町障害支援区分認定審査会	障害支援区分の認定に際し審査及び判定を行うため、障害者総合支援法に基づき設置している。	各審査会を2市8町の審査会として新たに発足させる。

事務事業名	現況				調整内容
	小田原市		南足柄市		
	機関名	所掌事務	機関名	所掌事務	
小田原市農林業振興施設指定候補者選定委員会、足柄森林公園丸太の森指定管理者選定委員会(附属機関)	小田原市農林業振興施設指定候補者選定委員会	小田原市いこいの森及び小田原市梅の里センターの指定管理者の候補者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。	足柄森林公園丸太の森指定管理者選定委員会	足柄森林公園丸太の森に係る指定管理者の候補者の選定に関する事項を審議する。	両市の附属機関を一つの附属機関に統合する。
南足柄市林業協議会(附属機関)			南足柄市林業協議会	林地利用、林業基盤整備、森林施業の推進に関する事その他林業施策に関する必要な事項について調査し、及び研究するとともに、市長の諮問に応じ審議する。	新たな事務処理方式を適用し協議会を新設する。
農業委員会委員候補者選定委員会(附属機関)	小田原市農業委員会委員候補者選定委員会	小田原市農業委員会の委員の候補者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。	南足柄市農業委員会委員候補者選考委員会	南足柄市農業委員会の委員の候補者を選考する。	現行のとおり附属機関として設置する。
南足柄市営自動車駐車場指定管理者選定委員会(附属機関)			南足柄市営自動車駐車場指定管理者選定委員会	市営自動車駐車場に係る指定管理者の候補者の選定に関する事項を審議する。	南足柄市の事務処理方法を適用する。
南足柄市横溝千鶴子教育表彰選考委員会(附属機関)			南足柄市横溝千鶴子教育表彰選考委員会	教育委員会の諮問に応じ、表彰を受けるものを選考する。	南足柄市の事務処理方法を適用する。

(3) 廃止するもの

事務事業名	現況				調整内容
	小田原市		南足柄市		
	機関名	所掌事務	機関名	所掌事務	
小田原市行政手続審査会(附属機関)	小田原市行政手続審査会	小田原市行政手続条例第35条第2項の規定による行政指導の事実等の公表及び行政手続に関する重要事項につき、市長その他の執行機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。			附属機関を設置しない。
小田原市市税滞納審査会(附属機関)	小田原市市税滞納審査会	小田原市市税の滞納に対する特別措置に関する条例第6条の規定による滞納者に対する行政サービスの停止等及び滞納者の氏名等の公表につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。			廃止する。
自治基本条例推進委員会(附属機関)			南足柄市自治基本条例推進委員会	1 市長の諮問に応じ、南足柄市自治基本条例の改正又は適切な運用について審議する。 2 市民自治の推進に関する重要事項について、市長に提言する。	自治基本条例推進委員会は設置しない。
南足柄市表彰審議会(附属機関)			南足柄市表彰審議会	市長の諮問に応じ、表彰に関する重要事項について審議する。	小田原市の表彰体系を適用し、表彰審議会を廃止する。
小田原市民会館運営委員会、南足柄市文化会館運営審議会(附属機関)	小田原市民会館運営委員会	市民会館の運営その他市長が必要と認める事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申するものとする。	南足柄市文化会館運営審議会	市長の諮問に応じ、文化会館の運営に関する基本的事項を審議する。	廃止する。
南足柄市市史編さん委員会(附属機関)			南足柄市市史編さん委員会	市史編さんの基本方針及び事業計画について審議する。	合併を機に廃止する。

事務事業名	現況				調整内容
	小田原市		南足柄市		
	機関名	所掌事務	機関名	所掌事務	
小田原市斎場整備運営事業審査委員会(附属機関)	小田原市斎場整備運営事業審査委員会	小田原市斎場の整備及び運営を行う事業者の選定その他事業の実施に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。			廃止する。
小田原城天守閣耐震改修等検討委員会(附属機関)	小田原城天守閣耐震改修等検討委員会	小田原城天守閣の耐震改修及び展示リニューアル計画、将来の木造での天守閣再建の可能性などの諸課題を検討整理する。			廃止する。
南足柄市足柄森林公園丸太の森運営協議会(附属機関)			南足柄市足柄森林公園丸太の森運営協議会	市長の諮問に応じ、南足柄市足柄森林公園丸太の森の運営及び施策に関する事項を審議する。	廃止する。
南足柄市景観審議会(附属機関)			南足柄市景観審議会	景観の形成に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。景観の形成に関する事項について市長に意見を述べること。	廃止する。
小田原駅東口お城通り地区再開発事業広域交流施設ゾーン事業者選定委員会(附属機関)	小田原駅東口お城通り地区再開発事業広域交流施設ゾーン事業者選定委員会	広域交流施設ゾーンにおいて施設整備を行う事業者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。			廃止する。